

告 示 第 9 8 9 号

令和 7 年 7 月 2 3 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

西郷隆盛生誕 2 0 0 年・没後 1 5 0 年記念プロジェクト推進事業ロゴマーク等制作業務
委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

西郷隆盛生誕 2 0 0 年・没後 1 5 0 年記念プロジェクト推進事業ロゴマーク等制作業務委託
契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、
企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

西郷隆盛生誕 2 0 0 年・没後 1 5 0 年記念プロジェクトに係るロゴマーク及びキャッチコ
ピー等の制作を行うもの

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる(1)から(9)までの要件を全て満たしてい
ることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務
の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 納期が到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事
業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）を完納している
こと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づ
く入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2
号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

こと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 鹿児島市内に事務所、営業所等を有する法人であること。
- (9) 令和2年4月1日から告示日までの間において、デザイン制作業務の実績を有すること。

3 申込要領

(1) 受付期間

令和7年7月23日（水）から8月1日（金）午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局観光戦略推進課推進係（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1344

FAX 099-216-1320

電子メールアドレス kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

- #### (4) 提出方法は、直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

なお、郵送の場合は、必着とする。

- #### (5) この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、仕様書、様式集 その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

4 提出書類

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要及び事業実績表（様式2）
- (3) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。
写し可）。

鹿児島市で証明書が発行されない場合、法人に当たっては、本社所在地の市区町村役場

（特別区にあつては都税事務所）発行の法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人都民税）納税証明書

(4) 暴力団排除に関する誓約書（様式 3）

(5) 法人に当たっては、法人登記簿謄本（3 か月以内に発行されたもの。写し可）

(6) 印鑑証明書（原本に限る。3 か月以内に発行されたもの）

(7) 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書及び利益処分表））直前 1 期分

5 提出部数

各 1 部

6 注意事項

(1) 告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4 (4) から (7) までに掲げる書類の提出を省略することができる。

(2) 参加申込後に辞退する場合は、辞退書（様式 4）を提出すること。